

第四号様式(第23条の15、第42条の19関係)

年 月 日

運 航 実 績 臨 時 報 告 書

_____殿

(区間)_____

(期間)_____

事業者名及び住所_____

事業の種類	
航路名等	

就航船名	船舶の種類別	総トン数 (トン)	旅客 定員 (人)	自動車航送能力 台数(台)		貨物積載 容量 (平方メートル)	運航回数 (回)	備考
				乗用自動車	普通トラック			

		船舶の種類			合計
		自動車航送船	高速船	その他の旅客船	
運航回数	往航(回)				
	復航(回)				
	合計(回)				
旅客輸送人員	往航(人)				
	復航(人)				
	合計(人)				
旅客輸送キロ	(人キロ)				
	(人キロ)				
	合計(人キロ)				
自動車航送台数	バス(台)				
	乗用自動車(台)				
	普通トラック(台)				

	その他(台)				
	合 計(台)				
自 動 車 輸 送 台 キ ロ	バス(台キロ)				
	乗用自動車(台キロ)				
	普通トラック(台キロ)				
	その他(台キロ)				
	合 計(台キロ)				
航 送 旅 客	輸送人員(人)				
	輸送人キロ(人キロ)				
特殊手荷物(個)					
手荷物(個)					
小荷物(個)					
郵便物及び信書便物(個)					
貨物(トン)					

- (注) 1 国土交通大臣又は所轄地方運輸局長(内航一般不定期航路事業においては、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長)において特に必要がないと認めた場合は、記載事項の一部を省略することができる。
- 2 事業の種類の欄には、本報告書に係る事業(一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、内航貨客定期航路事業、旅客不定期航路事業又は内航一般不定期航路事業)の別を記載すること。
- 3 航路名等の欄には、一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、内航貨客定期航路事業又は旅客不定期航路事業にあつては、許可又は登録を受けた航路の起点、終点の地名を記載し、かつ、起点、終点が同一で経由を異にする2航路を経営する場合は、これを区別できる主要中間寄港地名を記載すること。内航一般不定期航路事業にあつては、起点、終点又は水域を記載すること。
- 4 船舶の種類の別の欄には、自動車航送船、高速船(自動車航送船以外の旅客船であつて航海速度が22ノット以上のものをいう。船舶の種類の欄にいう「高速船」も同様とする。)又はその他の旅客船の別を記入すること。
- 5 自動車航送能力台数の乗用自動車の欄には、乗用自動車(注10の普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。)の航送のみに係る自動車積載面積を10.4平方メートルで除して得た数を、普通トラックの欄には、自動車積載面積(乗用自動車の航送のみに係る自動車積載面積を除く。)を26.4平方メートルで除して得た数を記載すること。
- 6 備考の欄には、自己所有船、^{よう}傭船の区別及び予備船にあつてはその旨を記載すること。
- 7 旅客輸送人員の欄には、自動車航送に係るものを含めて記載することとし、年

齢12年未満の者は2人をもって1人に換算すること。

- 8 旅客輸送人キロの各欄には、それぞれ旅客(自動車航送に係るものを含む。)の輸送人員に航路の起終点間の距離を乗じて得た数を記載し、航路に中間寄港地がある場合は、それぞれ旅客の港間の輸送人員に当該港間距離を乗じて得た数の合計を記載すること。この場合輸送人員については、年齢12年未満の者は、2人をもって1人に換算すること。
- 9 自動車航送台数のバスの欄には、人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車(自動車登録規則)(昭和四十五年運輸省令第七号)別表第二にいう自動車登録番号中の自動車の種別及び用途による分類番号(以下単に「分類番号」という。)が、2、20から29まで、200から299まで、20Aから29Zまで、2A0から2Z9まで及び2AAから2ZZまでの自動車)の台数を記載すること。
- 10 自動車航送台数の乗用自動車の欄には、人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車(分類番号3、30から39まで、300から399まで、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで及び3AAから3ZZまでの自動車)、人の運送の用に供する小型自動車(分類番号5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで、700から799まで、50Aから59Zまで、70Aから79Zまで、5A0から5Z9まで、7A0から7Z9まで、5A Aから5ZZまで及び7AAから7ZZまでの自動車)、貨物の運送の用に供する小型自動車(分類番号4、6、40から49まで、60から69まで、400から499まで、600から699まで、40Aから49Zまで、60Aから69Zまで、4A0から4Z9まで、6A0から6Z9まで、4A Aから4ZZまで及び6AAから6ZZまでの自動車)で乗車定員4名以上のもの及び人の運送の用に供する軽自動車の4輪のものの台数を記載すること。
- 11 自動車航送台数の普通トラックの欄には、貨物の運送の用に供する普通自動車(分類番号1、10から19まで、100から199まで、10Aから19Zまで、1A0から1Z9まで及び1AAから1ZZまでの自動車)の台数を記載すること。
- 12 自動車航送台キロの各欄には、それぞれ自動車航送台数に航路の起終点間の距離を乗じて得た数を記載し、航路に中間寄港地がある場合は、それぞれ港間自動車航送台数に当該港間距離を乗じて得た数の合計を記載すること。
- 13 航送旅客の各欄には、運転者を含めて自動車航送に係る人員について記載すること。
- 14 特殊手荷物の欄には、注11の小型自動車及び軽自動車のほか、原動機付自転車、自転車、患者用特殊車両、小児用車両等の個数を記載すること。
- 15 信書便物とは、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物をいう。
- 16 貨物の欄には、自動車航送に係る貨物の量を記載しないこと。
- 17 小数点未満の端数がある場合は、四捨五入すること。